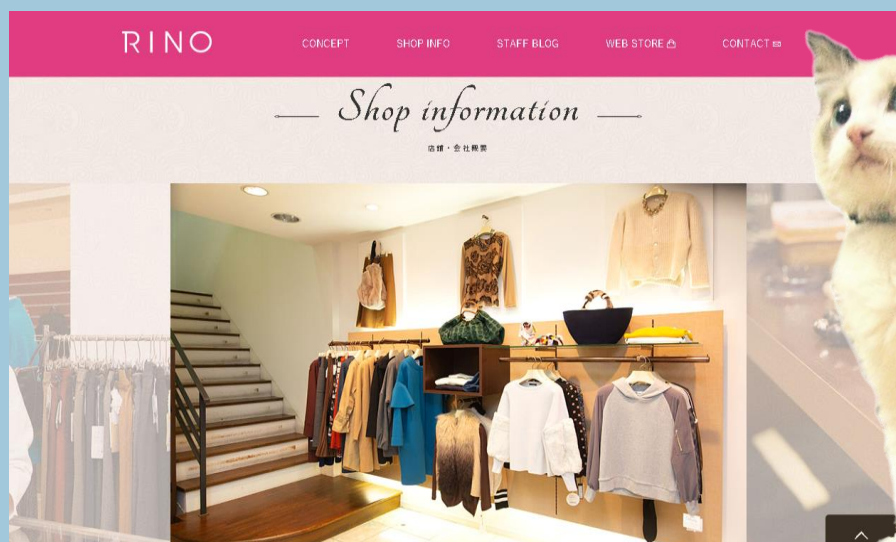


相 続 か わ ら 版 2022.09 vol.2 September

知らなかったでは遅い！ 揉めない相続の知恵
誰が法定相続人か？ 下みて上みて横をみる！



リノさんの
そらちゃん

有限会社リノ様

上質なものを、日常から。国産からインポート、カジュアルからベーシックまで。
トレンドをバランスよく取り入れた上質で着心地の良いアイテムを取り揃え、大人の女性の余裕を持った
スタイリングを提案いたします。

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅947-1 tel. 0737-63-6585 / fax. 0737-63-6385
WebSite <https://rino-w.com/>



税理士法人きしゅう会計

〒644-0002 和歌山県御坊市薗208-4 TEL:0738-22-0463



事務所HP

www.kishu-kaikei.com



事務所通信

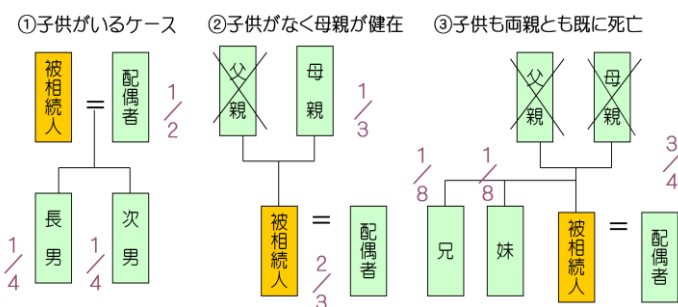
www.kishu-kaikei.com/page_003.html

誰が法定相続人か？ 下みて上みて横をみる！



「後妻業の女」伊丹十三監督、主演大竹しのぶで2016年に公開された作品。資産家の独身高齢男性を誑かして結婚、その男の財産を自分のものにするという内容です。そう配偶者は例えパートナーが亡くなる直前に婚姻届を提出した場合でも、長年連添った奥さんの場合と全く同じ権利を持つ法定相続人になるのです。

今回は誰が法定相続人になるか、誰にどれだけの権利（法定相続分）があるかを整理してみます。誰が法定相続人になるかは相続が発生した際の家族構成により変わります。初めに配偶者は必ず法定相続人になります。そして亡くなられた方から下を見て子供がいれば、「配偶者と子供」、子供がない場合には今度は上をみて「父親母親がご健在であれば「配偶者と父母」、下みて子供がなく、上みて父母も他界している場合、最後に横をみて兄弟姉妹があれば「配偶者と兄弟姉妹」となります（前回の次郎さんのケースです）。まとめると以下の通りです。



上記の図にある**分数が法定相続分**です。

- ①子供がいるケースでは配偶者が $\frac{1}{2}$ で残りを人数で割ります。子供二人の場合は $\frac{1}{4}$ づつとなります。
- ②子供がなくて母親が健在のケースでは配偶者が $\frac{2}{3}$ で残りを人数で分けますこのケースでは母親だけなので $\frac{1}{3}$ となります。
- ③子供も両親もない場合には配偶者が $\frac{3}{4}$ で残りを人数で割ります兄と妹がいる場合それぞれ $\frac{1}{8}$ です。

ここで勘違いしてはいけないのが「法定相続分」はあくまでも目安でありその通りにしなければならないものではありません。遺言書がある場合には法定相続分より遺言書が優先されます。亡くなられた

方（被相続人）が残された財産です。被相続人の思いである遺言書が優先されるのは当然です。但し、皆で話し合っ合意すれば遺言書の通りにする必要もありません。

つまり財産の分け方は結構自由なのです。しかしこの自由が時として問題を起こします。日本では遺言書があることが稀で、ほとんどの場合遺言書で故人の意思を確認できず、いきなり現れた相続財産にどう分けるか、まとも揉めるケースも少なくありません。所謂争続の発生です。

ある程度の年齢になれば終活のひとつとして、バランスのいい遺言書を作成されることをお勧めします。また残される相続人さんも遺言書がなくても慌てず相続を迎えるために正しい知識を身につけましょう。

最後に少し不謹慎ですが、今は亡き伊丹監督に新しい映画の企画を提案して締めたいと思います。



「養子業の男」

老人ホームに勤務して、おじいちゃんおばあちゃんに献身的に尽くして養子縁組をしまくる男の話。「30年がんばれば毎日が相続さ」が口癖の男。養子になれば子供として必ず法定相続人になります。後妻業は重婚が禁止されているため相手は一人ですが、養子縁組は数に制限がないので何十人何百人とでも組めるってところがキモ。あれ、これ本当に映画にしたら面白いかも(^_^)

<名倉近況報告>

先日久しぶりに名古屋出張でした。売上げアップに貢献できる税理士養成講座に参加することにしました。半年程掛かりますが、それで税務や会計ではカバーできない厳しい時代を生き抜くためのサービスが提供できればいいなと考えています。今の自分に足りないものを勉強中です。乞うご期待！

先月号からうちのニャンコを休養させてお客さんや関係者のワンちゃんニャンちゃんにお願いしています。我こそはと思う方お声がけください(^_^)

いつもありがとうございます！きしゅう会計 名倉

税務労務情報を掲載の
事務所通信9月号は
こちらのQRコードからご覧ください⇒

